

産前産後期間相当分の 国民健康保険料が減額されます

対象となる方・受付期間

- 令和5年11月1日以降に出産された大阪府食品国民健康保険組合被保険者の方が対象です。

妊娠85日（4か月）以上の出産が対象です（死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含まれます）。

国民健康保険料の減額方法

- 出産月の前月（多胎の場合は3か月前）から出産月の翌々月まで（以下「産前産後期間」といいます。）4か月分（多胎の場合は6か月分）の保険料が減額されます。

	3か月前	2か月前	1か月前	出産月	1か月後	2か月後	3か月後
単胎の方							
多胎の方							

※ 産前産後期間の保険料が減額されます。

- 令和5年度においては、産前産後期間のうち令和6年1月以降の期間の分だけ、保険料が減額されます。

令和5年8月	9月	10月	11月	12月	令和6年1月	2月

※ 令和5年11月に出産した場合、令和6年1月分の保険料が減額されます。令和6年1月より前の期間については減額の対象とはなりません。

… 対象期間

- 保険料減額の対象に該当された場合、納付された産前産後期間の保険料は産前産後期間終了後、指定口座（事業主名義）に振り込まれます。

事業主・・・該当組合員の負担分を組合員へ返金してください。 該当組合員・・・事業主より返金を受けてください。

届出に必要な書類

- ① 産前産後の保険料軽減措置に係る届出書
- ② 母子健康手帳の保護者氏名、出産届出済証明印のある頁の写し等

届出先

大阪府食品国民健康保険組合

〒 542 - 0083

大阪府中央区東心斎橋 1 - 1 - 10

TEL 06 - 6251 - 5211